

## 和歌山大学戦略情報室設置要項

令和5年6月23日学長決裁

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人和歌山大学組織規則（以下「組織規則」という。）第17条第2項の規定に基づき、和歌山大学戦略情報室（以下「室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 室は、和歌山大学（以下「本学」という。）における教育、研究、社会貢献、管理運営等の情報やデータを収集・分析することで、本学の活動状況を可視化し、大学運営上の課題や強み、改善点等を明らかにすることを通じて、大学運営に係る意思決定を支援することを目的とする。

(業務)

第3条 室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学長、理事及び教学入試戦略推進本部の要請に基づく情報の収集・分析、分析結果の報告
- (2) 室における研究開発を目的とした情報の収集・分析
- (3) 効率的かつ効果的なデータの利活用に関する支援
- (4) データベースを利用したデータ収集、分析及び当該データベースの整備
- (5) その他、本学の運営等に関わる情報収集・分析等に関連する業務

(組織)

第4条 室は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 室長
  - (2) 室員
- 2 室長は、本学の教職員のうちから、学長が任命する。
- 3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 室員は、本学の教職員のうちから、学長が指名する。

(各部局の協力)

第5条 組織規則第15条に規定する学部等、第16条に規定する基幹、機構及び附属機関並びに第18条に規定する事務組織は、室からヒアリングやデータの提出を求められた場合には、迅速かつ的確に対応するものとする。

(事務)

第6条 室の事務は、企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年6月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 国立大学法人和歌山大学戦略情報室設置要項（平成28年3月29日学長決裁）は、廃止する。

附 則

- 1 この要項は令和5年7月1日から施行する。
- 2 国立大学法人和歌山大学戦略情報室運営規程（法人規程第2355号）は廃止する。